

## 会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協 議 会 名 称	横須賀・三浦地区第2回福祉有償運送市町共同運営協議会		
開 催 日 時	平成29年11月16日(木) 14:00 ~ 14:35		
開 催 場 所	逗子市役所5階 第2・第3会議室		
出 席 者 ※ 会 長 等 ◎ 副 会 長 等 ○	◎伊藤 伊豆男、古谷 久乃、山ノ上 喜一郎、内藤 昭二、小宮 純、高津 恵一、須田 正二、笹谷 月慧、出口 道夫、荒井 武男、浅羽 昭子、市川 壽一、中崎 廣、藤本 義章(代理)、高野 寛子(代理)		
次回開催予定日	平成30年2月1日(木) 14:00 ~		
問 い 合 わ せ 先	所属名、担当者名 逗子市福祉部社会福祉課 社会福祉係 武田 電話番号 046-873-1111 (内線 212) メールアドレス syakai@city.zushi.lg.jp		
会 議 記 録	発言記録	・ 要約	要約した理由
内 容	<p>●開 会</p> <p>(司 会) 皆様こんにちは。定刻より少し早いのですが、おそろいになっておりますので、ただいまから平成29年度第2回横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開会いたします。</p> <p>本日は御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、司会を務めます逗子市福祉部社会福祉課長をしております浅羽と申します。どうぞよろしく願いいたします。恐れ入ります。着座にて進行を進めさせていただきます。</p> <p>●協議会の成立要件</p> <p>(司 会) 本日の協議会でございますが、定員24名でございます。1名の方は遅れて来るということを伺っておりますが、15名の出席ということでございますので、設置要綱第8条第1項によりまして、委員の過半数が出席しておりますので、協議会が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>なお、本日、横須賀市民生委員児童委員協議会 副会長・山口委員、公益財団法人 横須賀市健康福祉財団 事務局長・鈴木委員、当協議会の副会長でいらっしやいます、三浦市保健福祉部 高齢介護課長・中野委員、葉山町社会福祉協議</p>		

会 事務局長・加藤委員、葉山町福祉部 福祉課長・中川委員、かまくら地域介護支援機構 理事・渡辺委員、一般社団法人 神奈川県タクシー協会常任理事 逗子菊池タクシー株式会社 代表取締役・菊池委員、全神奈川ハイタク労働組合連絡会議 自交総連神奈川地方労働組合 幹事・佐藤委員、福祉クラブ生活協同組合 ワーカーズ・コレクティブ・らら・むーぶ・かまくら 理事・大杉委員、以上の皆様からは事前に欠席の旨の御連絡をいただいております。

また、国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官・小松委員の代理で藤本様、神奈川県 保健福祉局 福祉部 地域福祉課長・笹島委員の代理で高野様に御出席をいただいております。

それでは、設置要綱第6条第3項の規定によりまして、以後の進行を会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会 長) 皆さん、こんにちは。本会議の会長を拝命いたしております、逗子市社会福祉協議会 常務理事の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。会議の進行につきまして、御協力のほどよろしくお願いいたします。これ以降、失礼ながら着席のまま進めさせていただきます。

早速であります、次第に沿って会議を進行させていただきます。

#### ●次第1 会議の傍聴及び公開について

(会 長) それではここで、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会傍聴要領に基づき、本日の傍聴者の入室を許可します。

(事務局の誘導により、傍聴者入場)

傍聴の方、大変お待たせいたしました。

初めに傍聴の方にお知らせいたします。会議中は私語を慎むようお願いいたします。また、会議中はカメラ・ビデオ等での撮影及び録音は禁止されておりますので、御了承ください。

協議会の議事は、原則公開とされております。会議記録は、会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条により、会議終了後に審議速報及び会議記録を公開することになっております。そのため、本協議会では、会議記録作成のために録音させていただきます。発言は必ずマイクをお願いいたします。

#### ●次第2 会議の進め方について

(会 長) 次に、本日の会議の進め方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、まず資料について、確認をさせていただきます。本日追加でお配りをしているのが、「横須賀市 特定非営利活動法人 くろふね」の軽微な変更の資料になっております。また、事前に郵送にてお送りしておりますのが、「次第」、「資料一覧」、「横須賀市 特定非営利活動法人 くろふねの更新資料」、「鎌倉市 特定非営利活動法人 Treasure Ark Tra

n s p o r t の更新資料」、「横須賀市社会福祉協議会の軽微な変更資料」、「鎌倉市 特定非営利活動法人 Treasure Ark Transport と福祉クラブ生活協同組合 ワーカーズ・コレクティブ・らら・むーぶ・逗子葉山の軽微な変更資料」、それから「横須賀市 特定非営利活動法人 あしたば訪問介護センターと特定非営利活動法人 在宅療養支援推進協会の廃止届資料」となっております。漏れ等がございましたら、お知らせください。

続きまして、本日の会議の進め方について御説明します。本日は、合意を要する協議事項としまして、更新登録の申請が2件ございます。平成26年度第3回協議会にて、協議会設置要綱を改正いたしまして、更新の登録に係る事項で、前回協議時から対価の変更、運送の区域の拡大並びに運送しようとする旅客の区分の追加がないときは、全ての委員の方から事前に表決書で承認を得られた場合、協議会に代えることができるとされました。今回の案件は、更新登録申請が2件、いずれも前回協議時から変更のない更新申請であったため、事前に委員の皆様へ書面にて御協議いただきました。

書面協議の結果、「横須賀市 特定非営利活動法人 くろふね」につきましては、全ての委員の方から、表決書にて御承認いただきましたので、協議が調ったことを御報告させていただきます。

「鎌倉市 特定非営利活動法人 Treasure Ark Transport」につきましては、承認されない委員の方が2名いらっしゃいましたため、本日協議を行うのはこちらの申請1件でございます。

次に、協議会の合意を要しない報告事項といたしまして、軽微な変更届と廃止届について御報告がございます。

(会 長) ありがとうございます。ただいま説明のありました会議の進め方についてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、協議会の速やかな進行につきまして、皆様の御協力をお願いいたします。

### ●次第3 議題(1) 申請書の協議について(更新登録申請)

(会 長) それでは、「次第3 議題」の「申請書の協議について」、[自家用有償旅客運送の更新登録の申請]についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) まず、横須賀市の「特定非営利活動法人 くろふね」について御説明をいたします。

「特定非営利活動法人 くろふね」の更新申請につきましては、委員の皆様へ事前に資料を送付させていただき、書面協議の結果、全ての委員の方から、表決書にて御承認いただきましたので、協議が調ったことを御報告いたします。

ここで、委員の方から「くろふね」の更新申請書類につきまして、2点御質問

をいただきましたので御紹介いたします。

まず、「くろふね」の更新資料の8ページ、事務局が所有する車両の台数が合計9台となっておりますが、車両台数の変更届について、平成29年1月に当法人が関東運輸局には提出しておりましたが、横須賀市への報告を行っていなかったため、そのまま軽微な変更の取り扱いをしておりませんでした。つきましては、当該事項に係る軽微な変更について、後ほど横須賀市の事務局より御報告をさせていただきます。

また、資料の21ページ、利用料金一覧の中で、乗降に関する介助料のうち、介護保険を利用できない場合、乗降介助基本料1,080円とありますが、こちらは基本料の1,080円以外に料金はかからないことを補足いたします。以上になります。

(会長) ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について御質問がございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、以上で横須賀市の「特定非営利活動法人 くろふね」の更新登録申請についての報告を終了いたします。

引き続き、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 次に、鎌倉市の「特定非営利活動法人 Treasure Ark Transport」について御説明をいたします。

「特定非営利活動法人 Treasure Ark Transport」につきましても、委員の皆様事前に資料を送付させていただきましたが、承認されない委員の方がお2人いらっしゃいましたため、本日改めて御協議いただきたいと思っております。

委員の方からいただきました御意見としましては、資料の97ページ、登録証の写しの中で、登録の有効期間が平成26年9月29日から平成29年9月28日までとなっております。有効期間が既に切れている状態での更新申請であることから、書面だけで承認するというところに疑義があるといった御意見をいただきました。以上になります。

(会長) それでは、「特定非営利活動法人 Treasure Ark Transport」の方、また鎌倉市事務局の方は説明席に御着席願います。

(事業者、鎌倉市事務局 説明席へ移動)

それでは、当該事項の経緯について御説明をお願いいたします。

(鎌倉市事務局) 鎌倉市高齢者いきいき課、的場と申します。「特定非営利活動法人 Treasure Ark Transport」の更新申請につきまして、委員の方からいただきました御意見について説明させていただきます。着席して御説明をさせていただきます。

まず、更新申請の概要を御説明させていただいた後、有効期間が過ぎてしまった経緯について御説明させていただきます。前回更新時からは、運転者2人で軽車両1台増しの合計車両台数2台という軽微な変更はございますが、ほかに変更はございません。

資料の概要を御説明させていただきますと、運送主体は「特定非営利活動法人 Treasure Ark Transport」で、代表者は横田雅俊氏です。主たる事務所の所在地は、鎌倉市腰越3丁目17番30号で、定款、登記事項証明書は添付の書類のとおりでありまして、運送の区域は鎌倉市となります。

次に、運送の対価についてですが、15分まで400円、以降15分までごとに300円、運送の対価以外の対価は、介助料金が15分ごとに400円となっております。

次に、運送しようとする旅客の範囲ですが、現在の登録利用者は1名となっております。

続きまして法令遵守ですが、当該法人の役員全員、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。

次に、使用車両台数ですが、セダン型2台を持ち込み車両として、使用に関する契約が書面で行われており、運転者については2人で、添付の講習修了証等の資料のとおり、要件を備えているものです。

次に、運行管理・整備管理の体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制については、それぞれ運行管理マニュアルにより適切な管理や整備等を行っております。損害賠償措置につきましては、保険証書の写しを添付しており、適切な措置がとられております。

以上を事業者の運送概要とさせていただきます。

続きまして、登録有効期間が過ぎてしまった経緯について申し上げます。有効期間は平成26年9月29日から平成29年9月28日までとなっております、更新登録申請の届け出が平成29年9月25日付で提出されたもので、協議が調ったことを証する書類の添付が不足し、有効期間が切れてしまっているものです。本来、前回7月の運営協議会に諮ることが適切であったものでありましたが、事業者は協議会に諮る必要があること自体について失念していたということでもあります。加えて、鎌倉市事務局におきましても、更新切れ事業者についての手続の管理不備であり、行き届いた対応ができなかった責任を感じている次第であります。大変申しわけございませんでした。今後このようなことがないよう、他の事業者含め周知徹底するとともに、市としましても確認を怠らないようにしていく所存であります。

最後に、手続につきまして、関東運輸局に事業者及び鎌倉市双方で確認させていただいたところ、協議が調ったことが前提で、更新切れ後の後追いであっても協議が調ったことを証する書類が添付されれば、更新は可能との回答を得ていたこともありまして、期限切れではありましたが、更新申請をさせていただいた経緯でございます。

以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。ただいまの鎌倉市の「特定非営利活動法人 Treasure Ark Transport」の更新申請に係る委員の方からの御意見について説明がございました。当件につきまして、御質問等ございま

すでしょうか。どうぞ。

(藤本代理) 神奈川運輸支局の代理の藤本と申します。今御説明いただいた経緯に加えまして、私どものほうとしても経緯を説明しますと、期限の直前、まだ協議会のほうの準備ができてないというお話でしたので、まず先に法人申請書のほうは協議会の協議結果通知の書面なしで受け付けをしております。協議会での判断なしには、こちらのほうも更新をする、しないということは当然判断ができかねることから、今、保留ということで書類を預かっている状況でございます。

したがって、この協議会の協議の結果をもって、当然協議が調うということになれば、更新手続きを引き続き進めさせていただきますし、それがならないということであれば、更新申請は取り下げていただくということを予定としておりますので、それを参考として御説明させていただきます。

(会 長) ありがとうございます。それでは、鎌倉市事務局の方、事業者の方、今後は適切に有効期限を把握して業務を行っていただけるということですが、今後はしていただけるということによろしいでしょうか。

(事業者、鎌倉市事務局 はい、との声)

今、事業者と鎌倉市事務局の方からそういうお話がございました。ありがとうございます。ほかにどなたかこの件に関しまして御意見、御質問等ございますでしょうか。はい、どうぞ。

(須田委員) 逗子市ですけれども、以前やはり同じような案件がありまして、協議会に諮り漏れてしまったということがございます。ただ、期限前にそれがわかりましたので、事前にですね、各市の事務局を通して書類審査はやり取りしましたけれども、それで期限前に手続は終えたという経緯があるのですが、今回鎌倉市さんはそれをやらなかった、できなかったというのは何か理由があるのですか。

(鎌倉市事務局) 申しわけございません。私も新任で、手続について内容が詳細なところまで不慣れな点がありまして、そこは鎌倉市としても不備であったということになります。申しわけございません。

(須田委員) 行政で、同じ立場ですので、厳しいということはわかっているのですけれども、せめてですね、事前に委員の方々に、こういう状況であるという報告ぐらいはできたのではないかと思うのですが。それについて、事業者と鎌倉市の連携というのは、うまく図られていたのでしょうか。

(鎌倉市事務局) その部分につきましても、やはり連携不足であったと言わざるを得ないと思っております。今後は気をつけて、確認を怠らないように、連携をしっかりしていきたいと考えております。

(須田委員) 先ほど運輸支局のほうから、保留中というお話をいただいたのですけれども、そうしますと、9月29日以降、事業は行っていらっしゃるのですか。

(藤本代理) 今、期限の更新ができていないということになるので、もし更新がされるということであれば、この当初の期限の切れた次の日から更新が付されることになっております。

(須田委員) 今、事業は行っていらっしゃるのですか。

(鎌倉市事務局) その後、動いておりません。

(事業者) 1件あったのですが、今のところ動いておりません。

(藤本代理) 先ほどの説明もちょっと不備な点があったので、もう少々しっかり説明しますと、期限につきましては、更新が認められた場合、空白が起こるということはおかしな話になりますので、最後の有効期限の次の日から2年ないし3年が付される。ただ、今の時点で期限が切れている状態でございますから、当然運送を行うということは控えていただくというふうにご対応いただくということになります。

(会 長) 逗子市の方、よろしいですか。

(須田委員) やはりですね、運営協議会というのは何のために開かれるのか。委員の皆さんがよければ、今後このように、期限が切れても全部事後対応でということになるのですけれども、それでよいのでしょうか。もし事後対応でよいのでしたら、今後の協議会の運営ということになると思うのですけれども。今、事業を行っていないということですから、今回は例外として、認めることにして、この協議会として、今後はどういうふうと考えていらっしゃるのか、ちょっと確認しておきたいと思います。

(会 長) 一応ですね、事務方と話し合いをしまして、今後はこういうことのないように、各市の事務局の方、それから事業者の方は気をつけていただくということと、今回は特別な例外であるということで、それでいかなものかということです。

今、私が申し上げたことで、皆さんよろしいでしょうか。今回は特別例外ですけれども、更新を認める。今後はこのようなことがないように、それぞれの市、それから事業者の方も気をつけていただく。何かあったときには、その年の事務局市に一回相談していただくなり何なりの協議をするということで、よろしいでしょうか。

それでは、今後は適切に有効期限を把握して業務を行っていくということで、「特定非営利活動法人 Treasure Ark Transport」の更新申請につきましては、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

ありがとうございます。それでは「特定非営利活動法人 Treasure Ark Transport」の方、ありがとうございます。退席いただいて結構でございます。鎌倉市事務局は自席にお戻りください。

(事業者及び鎌倉市事務局 移動)

#### ●次第4 報告 (1) 変更届出書について(軽微変更)

(会 長) それでは、続きまして「次第4 変更届出書[自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出等]」に移ります。

事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 変更届出書につきましては、協議会の合意を必要としない軽微な変更の御報告になります。

事前に委員の皆様へ送付した資料、横須賀市1件、鎌倉市2件の内容のほか、本日追加資料としてお配りをした横須賀市1件の内容について、御報告をさせていただきます。

(会長) それでは、横須賀市、鎌倉市の順で、それぞれの事務局は、自席から、報告してください。

まず横須賀市の事務局の方からお願いいたします。

(横須賀市事務局) 横須賀市の障害福祉課、河口です。よろしくお願いします。

横須賀市の軽微な変更に関する報告をさせていただきます。資料129ページをご覧ください。社会福祉法人 横須賀市社会福祉協議会より軽微変更が提出されております。書面としては1枚になりますけれども、2種類の軽微変更となります。代表者の変更と車両台数の変更となります。代表者につきましては、旧会長 永妻和子氏より新会長 鈴木立也氏に変更となりました。また、車両の内訳台数に変更がありました。車両の合計台数に変更はありませんが、持ち込みセダン等、普通乗用車1台が軽自動車に変更され、持ち込みセダン等の台数20台のうち軽自動車が2台から3台になった変更届の提出がございました。

(横須賀市事務局) 横須賀市の介護保険課、茂木と申します。続きまして、本日追加資料でお配りさせていただきました「特定非営利活動法人 くろふね」の軽微変更届について御説明させていただきます。

こちらは車両合計台数が1台増ということで、平成29年1月に変更があったものですが、こちらを本来であれば前回7月の運営協議会にて御報告をすべきところ、事務局のほうでも車両数の前年との変更気づかず、今回御指摘いただきまして、御報告が遅れましたこと、おわび申し上げます。大変申しわけありませんでした。変更届出書の裏面をご覧くださいと、車両の合計台数が1台増となっておりますけれども、内訳としましては、全て軽自動車です。車いす車が1台減、兼用車と回転シート車がそれぞれ1台ずつ増ということで、合計台数が8台から9台になりまして、1台増となっております。以上です。

(会長) 横須賀市事務局の方、どうもありがとうございました。今の横須賀市の報告につきまして御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。よろしければ、次に鎌倉市事務局の方から御説明をお願いいたします。

(鎌倉市事務局) 鎌倉市の軽微な変更の届け出について、2件御報告いたします。

まず、「特定非営利活動法人 Treasure Ark Transport」につきましては、平成29年9月25日付の届け出により、セダン型軽車両を1台増車したものでありまして、合計台数は2台となっております。

続きまして、「福祉クラブ生活協同組合 ワーカーズコレクティブ らら・む

一ぶ・逗子葉山」につきましては、平成29年10月1日付の届け出で、セダン型車両を2台増車し、合計台数は15台から17台になっております。以上となります。

(会 長) 鎌倉市事務局の方ありがとうございました。今の鎌倉市の報告につきまして御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、以上で「協議会の合意を必要としない軽微な変更届出書」の報告を終了いたします。

#### ●次第4 報告 (2) 廃止届出書について

(会 長) 続きまして、「次第4 廃止届出書」の報告に移ります。横須賀市事務局の方から御説明をお願いします。

(横須賀市事務局) 資料の139ページ、廃止届の報告ですけれども、2つの事業所から廃止届が提出されました。

1つ目が「特定非営利活動法人 あしたば訪問介護センター」、こちらの廃止年月日が平成28年11月18日となっております。こちらの廃止届を受領したのが平成29年8月1日となっております。

1枚資料をおめくりいただきまして、もう1つが「特定非営利活動法人 在宅療養支援推進協会」、こちらの廃止年月日が平成29年3月31日となっております。こちらの廃止届を受領したのが平成29年8月2日となっております。以上です。

(会 長) 横須賀市事務局の方、ありがとうございました。今の横須賀市の報告につきまして御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。よろしければ、以上で「廃止届出書」の報告を終了いたします。

#### ●次第5 その他について

(会 長) 次に、「次第5 その他」に移ります。事務局から、説明をお願いします。

(事務局) 1点目、前回7月28日に開催されました第1回運営協議会におきまして、委員の方から、神奈川運輸支局管内における福祉有償運送の実施事業者の1台当たりの売り上げと、福祉有償運送の採算度合いについて、御質問がございました。この点について、神奈川運輸支局の藤本様より御回答をお願いいたします。

(藤本代理) 神奈川運輸支局です。前回の協議会でお問い合わせいただいた内容につきましては、公表資料の中からお出しできるような数値を確認はしたのですが、1台当たりの売り上げですとか、そういった資料というのはちょっと持ち合わせがなかったので、お伝えできる内容というのは、ないというお答えになってしまいます。申しわけございません。

一応、前回お答えさせていただいた、神奈川県内の事業団体の全体数というのがおよそ200社と申し上げさせていただきましたが、これも正確には218社で、車両の総計につきましてはおよそ2,000台と申し上げましたが、正確にはこれが、平成28年3月31日現在ですが、1,990台というのが正確なデータとなっております。以上になります。

(会 長) ありがとうございます。ただ今、運輸支局の藤本様から御説明がございましたが、御意見、御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。藤本様、ありがとうございます。以上で質問を終わらせていただきます。

よろしければ、続いて事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) それでは、次回の会議の開催についてでございますが、三浦市から新規の案件が予定されておりますので、実際に運営協議会を開催する予定となっております。次回の協議会の日程につきましては、2月1日(木)午後2時より、こちらの会議室にて開催をいたします。改めまして正式に文書にて通知をいたしますが、御承知おきいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

(会 長) ありがとうございます。以上で「次第5 その他」を終了いたします。

#### ● 閉 会

(会 長) それでは、以上をもちまして平成29年度第2回の運営協議会を終了させていただきます。本日は皆様ありがとうございました。